

平成19年度 社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会事業計画

少子高齢・人口減少社会の進行と、核家族化等による家族の形態や価値観の変化など、社会福祉に対するニーズはますます多様化、高度化しており、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行など社会福祉を取り巻く環境も大きく様変わりしつつあります。また、公的な福祉サービスの充実を図るだけでなく、高齢者や障害者、児童、子育てなどを地域社会の中で支援していくための環境づくりや人材の育成が求められています。

豊橋市社会福祉協議会は、すべての市民の生活の質の向上と地域福祉活動に取り組むきわめて公益性の高い社会福祉法人として、「福祉のまちづくり」のための事業を一層推し進め、福祉、保健、医療、教育等の関係機関・団体等と連携しつつ、ノーマライゼーションの啓発や市民参加によるボランティア活動の振興及び協働活動の支援、青少年・企業等に対する福祉教育の実践、福祉分野におけるマンパワーの確保、バリアフリーのための活動に対する協力、災害時の要援護者支援体制の確立などに積極的に取り組んでいきます。

また、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように支援することを目指す「地域包括ケア」に取り組みます。長年にわたり培ってきた地域福祉に関する専門性やネットワークを活用し、総合相談支援や権利擁護事業、高齢者虐待防止ネットワークづくり、介護予防や見守り支援体制の整備、質の高い福祉・介護サービスの提供や包括的・継続的ケアマネジメントを実施し、すべての人が安心して心豊かに暮らせるための事業を行っていきます。

以上の状況を踏まえ、豊橋市社会福祉協議会では平成19年度の事業計画を次のように策定します。

◎ 新規事業

1. 県社協協働モデル事業の実施 [担当：ボランティアセンター]

地域の福祉教育関係者と協力して、総合的な学習の時間等で実践する新たな福祉教育プログラムづくりに取り組むとともに、児童・生徒が福祉についての理解を深めるための福祉学習ビデオを作成し、福祉教育の普及に活用していきます。

2. 介護予防「脳の健康教室」（4ヶ所） [担当：地域福祉係]

70歳以上の高齢者を対象に、学習サポーターとともに週1回、楽しくコミュニケーションをとりながら、簡単な読み書きや計算を中心とする教材を使用した学習を6ヶ月間行い、脳機能の維持・向上を図ります。（※残り6日間は自宅で学習）

- ・開設場所…総合福祉センターあいトピア、地域福祉センター（3ヶ所）

3. 介護予防継続的評価分析事業の実施 [担当：地域包括支援センター]

厚生労働省のモデル事業として、介護予防ケアマネジメントを実施した高齢者を対象に3ヶ月に1回、定期的に介護予防サービスの利用状況や生活機能の状況、食事・栄養の状態、改定長谷川式認知症スケールと呼ばれる物忘れ検査、QOLなどについて時系的な変化を観察し、厚生労働省に報告を行います。そのデータは厚生労働省に集約されて、どの種類の介護予防サービスがどれだけ介護度の悪化防止に役立ったか、全国的な傾向や費用対効果についての分析がなされ、次回の介護保険改正等の施策に還元されることとなります。

◎ 重点事業

地域福祉推進事業の充実

すべての人にやさしい福祉のまちづくりを実現するために、社会福祉協議会が中核となって地域福祉活動を積極的に展開し、総合的な地域福祉の組織化に取り組みます。

1. 豊橋市総合福祉センター等の管理運営

豊橋市総合福祉センター（愛称「あいトピア」）、豊橋市八町地域福祉センター及び豊橋市大清水地域福祉センターの指定管理者として、市民サービスの向上と効果的、効率的な管理運営に努めるとともに、市内のボランティア活動の拠点としての環境を整備し、ボランティアセンターの機能を強化します。

- ・指定期間 平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）

2. 地域包括支援センターの運営

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関である地域包括支援センター3ヶ所の運営を豊橋市より受託し、「地域包括ケア」を実施していきます。

- (1) 豊橋市中央地域包括支援センターの運営（総合福祉センター内）
- (2) 豊橋市東部地域包括支援センターの運営（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市南部地域包括支援センターの運営（大清水地域福祉センター内）
- (4) 介護者教室（3日間、年6回）の開催

医師や歯科衛生士、介護福祉士等を講師に迎え、介護技術の習得や口腔ケア、栄養改善のための学習を通して、要介護者の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図っていきます。

- (5) 認知症座談会（年3回）の開催

認知症専門医と介護者との座談会を開催し、認知症に対する理解を深め、ケアの方法を学習することにより介護負担の軽減を図っていきます。また、座談会参加者の組織化を図り、定期的に例会を開催して介護者相互の交流を深めていきます。

(6) 長寿セミナーの開催

地区市民館を利用する高齢者を対象に、介護予防のためのセミナーを開催します。

(7) 介護予防教室の開催

老人クラブの会員等を対象に、介護保険制度や介護予防のための学習会を開催します。

(8) 介護支援専門員の資質向上のための研修会の実施

(9) 地域型地域包括支援センター（12ヶ所）の支援

(10) 介護予防ケアマネジメント業務の実施

市が把握・選定した特定高齢者（虚弱高齢者）について、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とした介護予防事業に関するケアマネジメントを行います。

(11) 予防給付に関するケアマネジメント業務の実施

介護認定審査会において要支援認定を受けた利用申込者に対し、指定介護予防支援事業者として利用者及び家族についてのアセスメントを行い、介護予防サービス計画を作成します。

(12) 地域ケアマネ相談援助事業

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、主任介護支援専門員がケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

(13) 総合相談支援・権利擁護業務の実施

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、サービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うとともに、必要に応じて個別の支援計画を策定するなど継続的・専門的な相談支援を行います。また、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用や虐待防止のための適切な対応を図ります。

3. 高齢者虐待防止ネットワーク事業

豊橋市からの委託を受け、高齢者の虐待防止を目的とする連絡会を設置し、広く市民に対して啓発活動を展開するとともに、福祉関係者等のネットワークを構築し、被虐待者の早期発見や支援のためのシステムづくりを目指します。

(1) 運営委員会の設置

医師、弁護士、民生委員、人権擁護委員、警察、介護サービス事業者、行政機関等による委員会を設置し、高齢者虐待防止のための方針や方策について協議します。

(2) ネットワークミーティングの開催

地域住民や民生委員、サービス提供機関、地域包括支援センター等からの相談・通報に対し、訪問等により虐待の状況を把握し、必要に応じて専門職・関係者によるネットワークミーティングを開催して、介入や見守り等の援助を行います。

(3) 相談窓口紹介パンレットの作成

地域住民や民生委員、介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待についての相談窓口となる行政機関や地域包括支援センターの周知を図っていきます。

(4) 研修の実施

介護サービス事業者やケアマネージャーの初任者に対し、虐待の早期発見や相談支援のための研修会を開催します。

4. 介護予防事業

(1) 笑って元気！（計6回）

本会のボランティアセンター及び地域包括支援センターが老人クラブの協力を得てスクリーニングを実施し、該当した虚弱高齢者に対して、ボランティアの協力により、レクリエーションを中心とした介護予防教室（全10回）を開催し、運動機能の保持、向上を図ります。

(2) いきいきふれあいサロン（10サロン）

「笑って元気！」の修了者を中心に、高齢者の生きがいつくりや介護予防、閉じこもり防止の観点から地域における交流の輪を広げていきます。

・開設場所…総合福祉センターあいトピア、地域福祉センター（3ヶ所）、老人福祉センター等

5. つどいの広場事業の実施

豊橋市から委託を受けて、主に乳幼児（0歳から3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集うことができる広場（スペース）を設置することにより、「密室育児」による孤立感、閉塞感を解消するとともに、子育て・悩み相談や育児に関する情報提供など、子育て支援のための事業を実施します。

・開設日…週3日（月・木・金曜日）、午前10時から午後3時

・開設場所…総合福祉センター3階「児童室」

6. 障害福祉サービスの提供

障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人が地域で安心して暮らせるための居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援のサービスを提供します。また、支援プランの作成や調整を行う相談支援事業を実施します。

◎ 一般事業推進計画

1. ボラントピア事業の継続推進

ボランティア活動の推進のための各種ボランティアの養成研修事業の実施やボランティア活動に関する調査研究・広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化などの事業の一層の充実を図り、「心豊かな福祉のまち豊橋」づくりを積極的に推進していきます。

(1) ボランティアセンターの設置運営（総合福祉センター2階）

ボランティアについての相談・登録・斡旋・紹介・養成・情報の提供

（開館時間…毎週火～日曜日、午前9時～午後9時、祝日対応）

(2) ボランティアコーディネーターの配置（6名）

(3) 各種ボランティア養成講座の開催

障害者の社会参加や情報伝達を支援する福祉ボランティアや福祉のまちづくりの担い手を育成するために、ボランティア養成講座を開催します。

1) 手話体験講習会（年2回）

2) 手話入門・基礎講習会（厚生労働省カリキュラム準拠、全40回）

3) 中級手話講習会（全10回）

4) 要約筆記者養成講座・パソコン要約筆記講座（厚生労働省カリキュラム準拠、全11回）

5) 点訳ボランティア養成講座（昼の部…全16回、夜の部…全16回）

6) 福祉レクリエーション入門講座（全6回）

7) 視覚障害者ガイドヘルプボランティア講習会（全3回）

8) 肢体不自由者ガイドヘルプボランティア講習会（全3回）

9) 音訳ボランティア養成講座（全10回）

10) ボランティアはじめの一步セミナー（ボランティア体験講座、年1回）

11) ボランティアリーダー研修（年1回）

12) 知的障害者サポートボランティア講習会（全2回）

13) 災害活動支援ボランティア講習会（3会場、各1回）、フォロー講座（年1回）

14) 地域で活躍!!レクリエーションリーダー講座（全10回）

15) おもちゃ図書館ボランティア養成講座（年1回）

(4) ボランティア情報ネットワークシステム（全国社会福祉協議会）の加入

(5) ボランティア活動支援事業の実施

ボランティア活動を支援するために、ボランティアグループが行う研修会や講演会等の自主事業や活動用器材の整備に対し、助成金を交付します。

(6) 行事用保険の取り扱い、ボランティア活動保険の取り扱い・助成

(7) ボランティア活動用器材の貸出（液晶プロジェクター、行事用テント、キャンプ用品等）

(8) 図書ライブラリー、ビデオライブラリーの運営

(9) ボランティア用書庫、ロッカー、メールボックスの貸出

(10) ポスター、パンフレットの作成

2. とよはしボランティアネットワークの運営

福祉関係のボランティアのみならず、広く市内のさまざまな分野のボランティアグループの活動を支援し、市民の主体的参加と協働を促進するとともに、有機的なネットワークを構築し、充実したボランティア活動が実践できるような体制の整備に努めます。

- (1) 運営委員会の開催（毎月）
- (2) イヤーミーティング（総会）の開催
- (3) ミニミーティングの開催（年2回）
- (4) ボランティアグループ紹介冊子の作成
- (5) ネットワーク通信の発行（毎月）

3. ボランティアホームページ（「ボランティアの扉」）の運営

ボランティアネットワークの活動を支援するため、ホームページを運営し、ボランティアグループの連携を強化し、活動を活性化するとともに、一般市民を対象にホームページ上で情報の発信を行います。（ホームページアドレス <http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/>）

（携帯電話用 <http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/imode/TOP/html>）

4. 福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を社会福祉協力校等に委嘱し、福祉教育の研究・実践を通して児童・生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。また、教職員に対する福祉教育研修に協力していきます。

- (1) 社会福祉協力校等の委嘱、事業の助成
 - ・市社協委嘱校 小学校…3校、中学校…3校
 - ・研究校 小学校…1校、中学校…1校
- (2) 社会福祉協力校等の委嘱終了校に対するフォロー事業（44校）
- (3) 福祉実践教室の開催、助成

社会福祉協力校や研究校を中心に、手話や点字、ガイドヘルプ、車いすの使用方法等の体験学習や障害者を理解するための講演会、福祉施設の訪問などを行います。
- (4) 福祉実践教室テキスト「福祉教室ガイド」の作成
- (5) 福祉・ボランティアQ&Aガイドの作成
- (6) 青少年ボランティア福祉体験学習事業の実施
- (7) 高校生ボランティア表彰の実施
- (8) 福祉教育啓発ポスター「キッズボランティア」の作成（年2回、小中高等学校に配布）
- (9) 教職員福祉教育研修会の開催
- (10) 高齢者疑似体験セットの貸出
- (11) 福祉教育推進のための連絡会の開催

5. 福祉人材バンク事業の実施

福祉関係従事者の確保を目的とした福祉人材バンク事業を実施し、愛知県福祉人材センターと連携をとりつつ人材バンクへの登録を受け付け、無料職業紹介事業を行うとともに、社会福祉施設や福祉の仕事に関する理解を深めるための事業を展開します。

- (1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施（求人・求職の登録、斡旋、紹介）
- (2) 福祉講演会の実施（年1回）
- (3) 施設職員レクリエーション講座の開催（全6回）
- (4) 市内社会福祉施設紹介冊子（「施設のあらまし」）の作成
- (5) 就職ガイドブック（「福祉ワーク」）の作成
- (6) 施設紹介パネルの作成、貸出
- (7) 就職説明会の共催（愛知県福祉人材センター）
- (8) 社会福祉施設との協働活動の促進
- (9) COOLシステムの運営（中央福祉人材センター、県福祉人材センターとの情報ネットワーク）
- (10) インターネット職業紹介事業（ホームページ「福祉のお仕事」）の実施

6. 日常生活自立支援事業の実施〔福祉サービス利用援助事業〕

日常生活自立支援事業を愛知県社会福祉協議会から受託し、本人の判断能力が十分でないため、日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用に関する相談・助言・申請手続・費用の支払い等、一連の援助を行います。

（担当地域…豊橋市・田原市）

7. ファミリーサポートセンターの運営〔仕事と育児両立支援特別援助事業〕

会員相互の助け合いを基盤としたファミリーサポートセンターを豊橋市より受託運営し、仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

- (1) 会員講習会（年4回）

会員が安心して援助活動を行えるように、臨床心理士や保健師、救急救命士、栄養士などの講師による講習会を開催します。

- (2) フォローアップ講習会（年2回、救急救命講習）
- (3) 会員交流会（年1回）
- (4) ミニ交流会（年1回）
- (5) 連絡調整会議（年2回）
- (6) 広報紙「子育てサポート」の発行（年1回）
- (7) 「センターだより」の発行（年3回）

8. 地域たすけあい事業の実施

ひとり暮らし老人等を対象にした、住民参加による見守り・たすけあい体制確立のための活動を、市内全域で積極的に展開していきます。

- (1) 民生委員・児童委員との連携の強化
- (2) ひとり暮らしの高齢者等の福祉カルテの作成、整備（約 4,000 世帯）
- (3) 見守りボランティアの育成
- (4) 地域のたすけあい、見守り活動の啓発、推進
- (5) 小地域における見守り、たすけあい体制の確立
- (6) 校区社会福祉協議会の育成、指導（市内 10 校区）

9. 地域福祉サービスセンター事業の実施

福祉相談窓口を一元化して相談・調整機能を強化するとともに、福祉カルテを作成し、福祉情報の提供や継続的な支援活動を実施し、地域福祉の向上に努めます。

- (1) 総合福祉相談の実施
- (2) 福祉カルテの作成、登録

10. 福祉資金の貸付等

経済的・社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、償還指導や生活援助活動を通して世帯の安定と自立を図ります。

(1) 生活福祉資金の貸付

民生委員と協働して、借受世帯に対して生活援助活動を実施することによって、要援護世帯の自立を助長します。また、失業によって生活の維持が困難となった世帯に対する「離職者支援資金」や低所得世帯の高齢者世帯に対する不動産を担保にした「長期生活支援資金」、緊急かつ一時的な資金需要のための「緊急小口資金」など、多様なニーズに対応した資金の貸付を行います。

(2) 豊橋市生活資金一時貸付（1世帯 30,000円以内）

低所得世帯の緊急かつ一時的に必要な生活資金を無利子で貸し付けます。

(3) 暮らし資金の貸付

生活資金や医療費などの一時的な出費に対し、資金の貸付を行い、低所得世帯の生活の安定を図ります。

(4) 夏期・越年資金等の貸付（1世帯 20,000円以内）

生活保護世帯の一時的な出費に対し、必要な資金を無利子で貸し付けます。

(5) 災害見舞金の支給

火事等の災害に遭われた世帯に対し、見舞金を支給します。

- 1) 死亡 100,000円以内
- 2) 全焼・全壊 60,000円
- 3) 半焼・半壊 30,000円

11. 相談事業の実施

市民の方の悩みごとや困りごとなどの相談や、法律問題、健康、福祉、介護などの専門的な相談についての窓口を設置し、必要に応じて適切な専門機関を紹介したり、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。

- (1) 心配ごと相談 毎週 4 回
(八町地域福祉センター 2 回とつつじが丘・大清水地域福祉センター 各 1 回)
- (2) ことぶき結婚相談 毎週 2 回 (八町地域福祉センター)
- (3) 無料法律相談 毎月 2 回 (市民相談室とつつじが丘地域福祉センター)
- (4) 総合福祉相談 毎週月～金曜日 (総合福祉センターと各地域福祉センター)
- (5) 老人健康相談 毎月 1 回 (つつじが丘地域福祉センター)

12. 民生委員児童委員活動の推進協力

豊橋市民生委員児童委員協議会が進める、研修、その他民生委員・児童委員活動の推進に積極的に協力するとともに、地域福祉増進の主体として、ともに連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに取り組んでいきます。

- (1) 民生委員児童委員協議会の運営支援、助成
- (2) 民生委員児童委員活動研修会の開催
- (3) モデル民協の指定による、民協活動の活性化 (2 地区)
- (4) 子育て支援事業の実施協力、助成
- (5) 障害者諸団体役員合同研究会の開催
- (6) 民生児童福祉名簿及び福祉票の整備充実
- (7) 全国民生委員互助共励事業の取り扱い
- (8) 関係図書、資料等の斡旋・頒布
- (9) 民生委員研修の実施協力
- (10) 地区民協活動との連携強化

13. 高齢者福祉事業の実施

高齢社会に対応し、在宅福祉の増進や高齢者の生きがいづくりのための事業を展開していきます。

- (1) ひとり暮らし老人「ふれあい料理講習会」の開催 (全 10 回、3 ヶ所)
- (2) 高齢者介護者表彰の実施
- (3) 「福祉の店」の運営
- (4) 「敬老の日」祝い品の贈呈
- (5) 老人クラブ活動への協力、助成
- (6) 高齢者自立支援員 (ホームヘルパー) の派遣
- (7) ひとり暮らし老人、ねたきり老人等への援助及び支援体制の強化
- (8) 老人福祉諸行事への参加協力

14. 児童・母子福祉事業の実施

次代を担う児童・青少年の健やかな成長のために児童・母子福祉の一層の充実に取り組みます。

- (1) 母子福祉会への助成及び関連行事への協力
- (2) 母子・父子世帯児童新入進学祝い品の贈呈
- (3) 児童福祉週間行事等の実施協力
- (4) こどもの遊び場の整備（20ヵ所）
- (5) 保育所遊具等整備資金の助成（民間保育所50園）
- (6) 児童健全育成活動への協力
- (7) 優良子ども会への記念品贈呈
- (8) 福祉教育振興基金助成事業

児童養護施設等で生活する児童が高等学校等に進学するための経費の一部を助成し、児童の自立を支援します。

- 1) 修学資金（高等学校） 公立 月 10,000円、私立 月 15,000円
- 2) 就学支度金（入学時） 公立・私立高校 100,000円
国公立大学 400,000円以内、私立大学 600,000円以内

15. 障害者（児）福祉事業の実施

障害者の自立と社会参加を一層促進するため、当事者組織の活動を支援するとともに、ボランティアの協力を得ながらさまざまな地域福祉活動を実施していきます。

- (1) 福祉ボランティアの育成、支援
- (2) 障害児（者）とボランティアのつどいの実施
- (3) 在宅障害者なかよし料理講習会（全10回、2ヵ所）
- (4) おもちゃ図書館「なかよしライブラリー」の運営
 - ・豊橋市総合福祉センター（月2回）
 - ・豊橋市つつじが丘地域福祉センター（月1回）
- (5) 視覚障害者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティアグループ「かるがも」）
- (6) 肢体不自由者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティアグループ「渋茶倶楽部」）
- (7) とよはし障害者青年学級（年6回）
- (8) 車イスセンターの運営（150台保有）

車イスの短期無料貸出事業を実施し、市民の一時的な福祉ニーズに対応します。

[貸出期間…3ヵ月間以内で、必要に応じて6ヵ月まで延長]

- (9) リフトカーの貸出（3台、対象…福祉団体等）
- (10) 障害者介護者表彰の実施
- (11) 「福祉の店」の運営
- (12) 「豊橋市障害者はたちのつどい」の共催、記念品の贈呈
- (13) 障害者福祉関係団体への助成及び諸行事への参加協力

16. 共同募金運動の推進協力

地域福祉・施設福祉の推進のため、共同募金運動に積極的に参加協力していきます。

- (1) 共同募金運動に対する協力（10月1日～12月31日）
- (2) 歳末たすけあい運動に対する協力（12月1日～12月31日）

17. 介護保険事業の実施

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービス事業を実施し、介護を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。また、要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援するための介護予防サービスを提供します。

A. 居宅介護支援事業（居宅介護計画の作成等）

- (1) 中部居宅介護支援事業所（八町地域福祉センター内）
- (2) 東部居宅介護支援事業所（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 南部居宅介護支援事業所（大清水地域福祉センター内）

B. 訪問介護事業（訪問介護サービスの提供）

- (1) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー中部（八町地域福祉センター内）
- (2) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー東部（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー南部（大清水地域福祉センター内）

C. 訪問入浴介護事業（訪問入浴介護サービスの提供）

- (1) 豊橋市社会福祉協議会中部指定訪問入浴介護事業所（八町地域福祉センター内）
- (2) 豊橋市社会福祉協議会東部指定訪問入浴介護事業所（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市社会福祉協議会南部指定訪問入浴介護事業所（大清水地域福祉センター内）

D. 通所介護事業（通所介護サービスの提供）

南部デイサービスセンターにおいて、実施します。（定員 25 名）

18. 介護認定訪問調査業務の受託

介護保険制度における要介護認定作業の中核となる訪問調査業務を豊橋市より受託します。

19. 介護保険関係事業者等連絡会の運営

居宅介護支援事業所並びにサービス事業者等の連絡会を運営し、介護保険関連情報の周知や従事者研修を行うことで介護保険事業の円滑な運営を支援し、介護サービスの質の向上を図ります。

- (1) 全体会の開催（年3回）
- (2) 運営委員会の開催（年6回）
- (3) 介護支援専門員研修交流会の開催
- (4) 福祉用具・住宅改修事業者交流会の開催
- (5) その他講演会・研修会の開催
- (6) 事業者ガイドブックの作成、配布

20. 災害時の支援活動

地震などの大規模災害に備え、災害時要援護者の把握や災害活動支援ボランティアの育成や研修を行います。

(1) 災害活動支援推進計画の見直し

必要に応じ、適宜、災害時要援護者支援のための本会の「災害活動支援推進計画」の見直し作業を進めていきます。

(2) 災害活動支援ボランティア講習会の開催（3会場、各1回）、フォロー講座（年1回）[再掲]

(3) 災害活動支援ボランティア連絡会の開催（年3回）

(4) 災害活動支援ボランティア・ヘルパー合同研修会の開催（年3回）

災害時を想定して、災害活動支援ボランティアが他地域から駆けつけたボランティアの受け入れ調整を行いながら、本会ホームヘルパーと協力して被災した高齢者等の支援にあたるための訓練・研修を定期的実施します。

(5) 災害時緊急支援用システムの整備

ひとり暮らしの高齢者や要援護高齢者のデータベースと地図情報管理システムを連動させ、被災時における支援活動を情報面でサポートするシステムを随時更新していきます。

(6) 豊橋市総合防災訓練への参加

災害活動支援ボランティアやボランティアネットワーク会員が参加し、災害時要援護者への対応や支援のあり方について、訓練を行います。

21. 福祉施設の管理運営

指定管理者として市の福祉センターの管理運営を行うとともに、本会の豊橋市つつじが丘地域福祉センターと合わせ、地域福祉を推進するための活動を積極的に支援していきます。

(1) 豊橋市総合福祉センター「あいつピア」 （前畑町115） [指定管理者]

(2) 豊橋市八町地域福祉センター （八町通五丁目9） [指定管理者]

(3) 豊橋市大清水地域福祉センター （大清水町字大清水546） [指定管理者]

(4) 豊橋市つつじが丘地域福祉センター （佐藤五丁目22-16）

(5) 東部老人会館 （中岩田五丁目8-2）

22. 啓発及び広報活動

一般市民の社会福祉活動に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の強化に努めます。

(1) 社協だより「福祉ボラントピア豊橋」の発行（年3回、全世帯配布）

(2) 「社協のあらまし」、パンフレット等の作成

(3) いきいきフェスタ 2007 の共催

多くの市民や学生、福祉関係者の参加や協力を得て、「市民福祉の日」（8月22日）記念行事として開催し、ふれあいや交流の輪を広げるとともに、記念講演や情報提供、体験を通じてノーマライゼーションや福祉についての理解を深めていただきます。（会場：ライフポートとよはし）

また、豊橋市社会福祉大会を開催し、豊橋市の社会福祉増進に貢献された方の顕彰を行います。

- (4) 「福祉についての書道・ポスター作品コンクール」の実施（小・中学生対象）
- (5) 報道機関等への協力依頼
- (6) 社会福祉への理解や関心を高めるための事業の実施

23. 事業財源の確保

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめの細かなサービスを提供するために自主財源の確保に積極的に努めます。

- (1) ボランティア基金、福祉教育振興基金の造成
- (2) 基本財産の造成
- (3) 会員制度の拡充強化
 - 1) 特別会員 1口 1,200円
 - 2) 施設会員 1口 2,000円
 - 3) 賛助会員 1口 600円
 - 4) 普通会员 1口 200円

24. 収 益 事 業

- (1) 白ヶ池会館売店の経営
- (2) 美術博物館喫茶コーナーの経営
- (3) 駅前地下コインロッカー事業の経営

25. その他社会福祉活動の推進上必要とされる事項